

# 令和7年4月採用沼津市職員採用試験案内

## 《技術(土木・建築・機械・電気)》

### 1 職種・公募数・受験資格

職	種	公募数	受 験 資 格
一般行政	土 木	5人程度	次の①、②のいずれかに該当する人 ①学校教育法による大学・短大等(短大相当を含む。)で各技術の専門課程を履修し卒業した人又は令和7年3月に卒業見込みの人 大学卒相当:平成6年4月2日以降に生まれた人 短大卒相当:平成9年4月2日以降に生まれた人 ②職業能力開発促進法による大学校・短期大学校で各技術の専門課程を履修し卒業した人又は令和7年3月に卒業見込みの人。 大学卒相当:平成6年4月2日以降に生まれた人 短大卒相当:平成9年4月2日以降に生まれた人
	建 築	3人程度	
	機 械	1人程度	
	電 気	1人程度	

- (1) 受験資格①における学校とは、大学、短大又はそれらと同等と認める学校や資格も含まれます。  
高等専門学校卒の人又は次の要件を満たす専門学校を卒業した人は、短大卒相当に区分されます。
- (ア) 学校教育法第125条に規定する専修学校の専門課程であること。  
(イ) 修学年数が2年以上であること。  
(ウ) 1,700時間以上の授業の履修があること。  
(エ) 履修の成果が筆記試験その他の方法により認められることが卒業の要件であること。
- (2) 最終学歴は、卒業(見込み)を要件とし、最終学歴以外の学歴区分では受験できません。
- (3) 次の事項に該当する人は、受験できません。
- (ア) 日本国籍を有しない人  
(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人  
(ウ) 沼津市において懲戒免職の処分を受け、処分の日から2年を経過しない人  
(エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は加入した人
- オ その他地方公務員法第16条の規定に該当する人
- (4) 一般行政(技術職)の職は、主な担当業務を示したものであり、専門分野だけに従事するものではありません。
- (5) 採用された場合、赴任の旅費等は支給されません。

### 2 試験の方法と日程

区 分	試験科目	日 程 ・ 場 所	合 否 通 知
1次試験	筆 記 (SPI3)	・4月8日(月)～4月14日(日) ・テストセンター方式	4月下旬に受験者全員に通知する予定です。 合格者には第2次試験の案内も送付します。
2次試験 (1次試験合格者のみ)	面 接	5月15日(水)・5月16日(木) 両日のうち各人につき1日 (日時については、第1次試験合格通知に記載する予定です。) 沼津南消防署	5月下旬に受験者全員に通知する予定です。 採用予定者には、採用予定通知も行います。

※日程・場所・内容等が変更となる場合があります。

※「SPI3」については、沼津市の採用ホームページを参照してください。

### 3 受験手続

沼津市の採用ホームページ(<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/saiyou/>)にアクセスし、申込フォームより申し込みください。

※申込みの期間は、令和6年3月1日(金)～3月31日(日)です。

## 4 採用

- (1) 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、名簿登載順位の上位の者から採用予定人数までが採用予定者となります。
- (2) 採用予定者に対しては、最終合格通知とともに採用予定通知も行います。
- (3) 採用予定者以外の採用候補者名簿登載者については、採用予定者の採用辞退等により欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度、採用予定者とし、採用予定通知を送付します。**(※採用予定通知書が届いて初めて採用となります。最終合格者であっても、採用予定者の欠員等が生じず、採用予定通知が届かない場合は採用されませんのでご注意ください。)**
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、令和7年3月31日までとします。
- (5) 採用予定者は、令和7年4月1日に条件付きで採用される予定です。
- (6) 学校を卒業できなかったなど必要な資格要件を満たすことができなかった場合や虚偽の申告等があった場合は、採用を取り消します。

## 5 給与、勤務時間、福利厚生など

- (1) 初任給（令和6年3月1日現在、地域手当含む。）

職 種	一 般 行 政
区 分	
大 学 卒	214,544円
短 大 卒	195,676円

- (注) 1 初任給は、学歴や職歴により加算される場合があります。  
2 このほか扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。  
3 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

- (2) 勤務時間及び勤務形態（令和6年3月1日現在）

勤務時間は、8時30分～17時15分(昼休みを除く。)です。ただし、職場によって勤務時間が異なる場合があります。

勤務形態は、通常勤務(上記勤務時間)のほか、公務能率の向上、時間外勤務の適正化及びワーク・ライフ・バランスの実現を図ることを目的にシフト勤務(4パターン)の推奨実施(試行)もしています。

その他、スマートなワークスタイルの実現を目指し、フレックスタイム制の導入に向け検討を行っています。

- (3) 勤務地

沼津市内。ただし、職場によって勤務地が異なる場合があります。

- (4) 休日・休暇

休日は、土曜日、日曜日、祝日と、年末年始(12月29日～1月3日)です。ただし、職場によって異なる場合があります。

休暇は、年次有給休暇が付与されるほか、夏季・忌引き・結婚・看護などの特別休暇があります。

特に、育児休業制度については、対象者に対し積極的に取得するよう推奨しております。

- (5) 研 修

職責や職務に応じた研修や他の自治体への派遣、通信学習の希望受講、自主研究活動の助成などを行っています。

- (6) 健康管理

定期健康診断などを実施し、職員の健康管理に留意しています。

- (7) 福利厚生

ア 各種祝金、見舞金を受給することができます。

イ 全国各地にある市町村共済組合の宿泊施設などを利用することができます。

ウ 住宅の購入の際などに資金を借り入れることができます。

## <会場案内>

会場に受験者用の駐車場はありません。

また、周辺の道路事情や生活環境に配慮するため、身体上の理由がある場合を除き、家族の送迎を含めて自家用車での来場は禁止としますので、必ず徒歩又は公共交通機関により来場してください。



### ◆問合せ先◆

〒410-8601 沼津市御幸町 16-1

沼津市役所 人事課

TEL: 055-934-4707

E-mail: shokuin-saiyo@city.numazu.lg.jp

沼津市HPはこちらから ⇒

